



グリーンな経済システムの構築に向けた サステナブルファイナンスの推進に関する取組について

令和8年2月4日

中国四国地方環境事務所
地域脱炭素創生室



国内環境政策におけるグリーンファイナンスの位置づけ

■ 環境分野における民間資金の役割が国際的に重要性を増す中で、第6次環境基本計画をはじめとした環境政策に係る各種計画・戦略においても、グリーンファイナンス(*)は、**環境分野における企業の取組や事業が市場で適切に評価**され、それらの企業や事業への**民間資金の活用を促す**ことで、**環境政策の目標達成を後押し**したり、**新しい経済・社会システムへの移行を促していく**ための施策として位置づけられている。

◆ **第6次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）**

- ✓ 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指し、循環共生型社会を構築していくにあたっては、新たな経済システムへ移行し、環境負荷の低減と経済成長のデカップリングを加速させるとともに、環境価値の市場における適切な評価を促していく必要。
- ✓ アプローチ方法の一つとして、地域も含めた経済システムのグリーン化が掲げられており、グリーンファイナンスはそのための施策の一つとして位置づけられている。

「ESG 金融を含むサステナブルファイナンス等、機関投資家や金融機関が企業や事業単位の環境に関する取組を投融資における重要な要素の一つとして捉える動きが主流化しつつある中、気候変動のみならず、生物多様性・自然資本、資源循環分野、環境汚染対策（化学物質管理等）等の多岐にわたる環境分野において先進的な取組を行う企業や事業が適正に評価されるような環境の整備に取り組む。」（p.71）

◆ **地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）**

- ✓ 2050年カーボンニュートラル及び2030年46%削減の目標達成に向けた対策・施策の中で、グリーンファイナンスを分野横断的な施策として位置づけ。

「我が国として、脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策に資する事業等に対して国内外の環境関連投資を呼び込むためにも、国際的な動向を踏まえ、ESG金融をはじめとしたサステナブルファイナンスを推進する」（p.79）

◆ **第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）**

- ✓ 資源循環を通じた企業の国際的な産業競争力強化や、地域における資源循環システムの構築に対するアプローチとして、グリーンファイナンスを位置づけ。

「…地域の循環システムを構築するに当たって、新たな産業・社会構造への転換を促す金融の取組が重要であることから、…国内外の成長資金が日本企業の取組に活用されるよう、市場参加者と協働しつつ、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進める。」（p.41）

◆ **生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）**

- ✓ 2030年ネイチャーポジティブに向けた基本戦略の一つに「ネイチャーポジティブ経済の実現」を掲げ、生物多様性の保全への資源配分の促進をはかる施策として、グリーンファイナンスを位置づけ。

「…ESG金融等を通じて、生物多様性・自然資本に関わるリスク・機会を組み込んだ経済への移行を実現し、ビジネスがネイチャーポジティブ実現のドライバーとなるための施策を実施する。」（p.38）

* 今回検討会においては、環境省がガイドラインの策定等を通じ普及・促進に取り組んできたデッド4商品（GB/SLB/GL/SLL）を主に念頭に置いているものの、グリーンファイナンスを考えるにあたっては、トランジションファイナンス等の隣接分野や、エクイティ（株式・転換社債・スタートアップ支援等を含む）・ブレンデッドファイナンス（途上国への資金供給・国内外の高リスクプロジェクトへの資金供給等を含む）等の手法についても、幅広く捉えていく必要。

グリーンファイナンス市場の更なる発展に向けた課題について

- グリーンファイナンスに関する検討会ではグリーンファイナンスの環境政策における位置づけや、量の拡大・質の向上の観点を踏まえ、下記の通り、グリーンファイナンス市場の更なる発展に向けた課題を整理した。

整理された課題

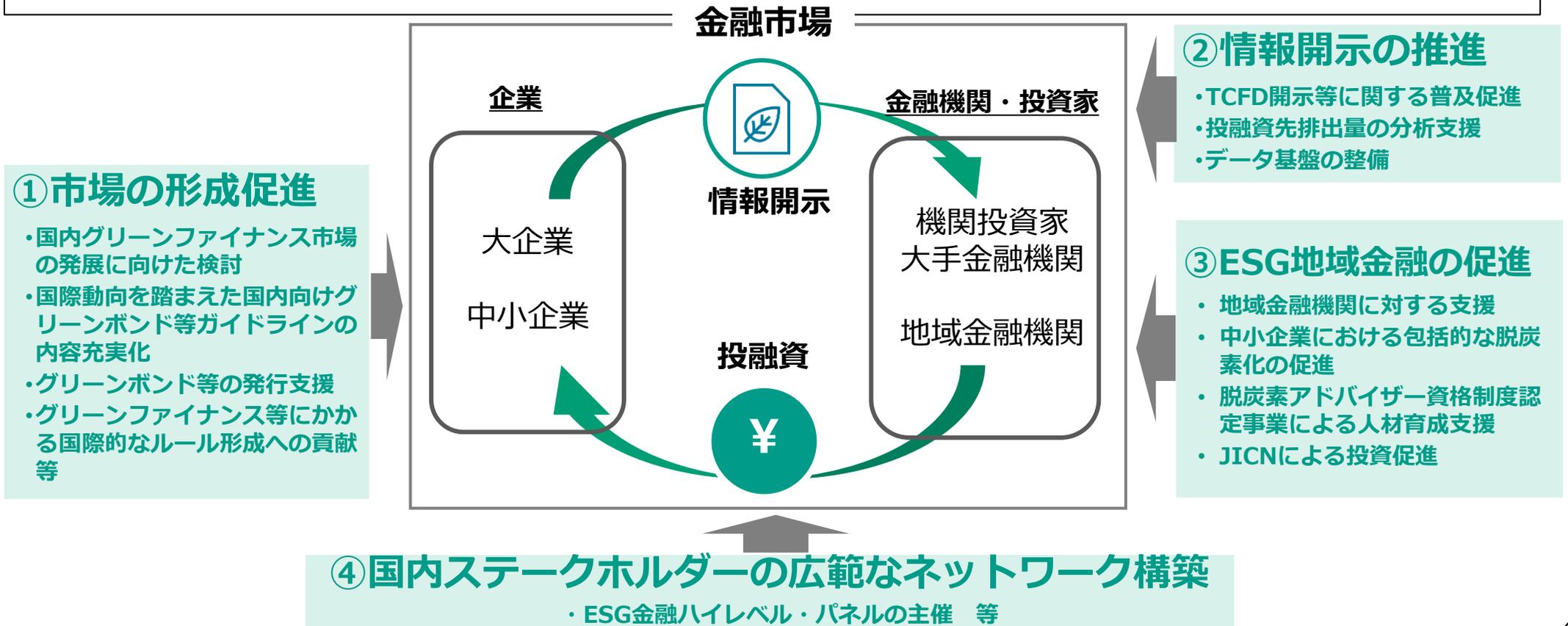
- GBについて、脱炭素分野では、資金の需要と供給が、足下においては概ね均衡に近づきつつあるのではないか。他方で、潜在的な資金需要がありながらも、GBによる資金調達に至っていない企業が依然として存在しているのではないか。
- GBの量の拡大・質の向上を考えていくにあたっては、足下の発行状況を踏まえると、GBによる調達が社債に占める割合や、GBがもたらす環境改善にも目を向けていく必要があるのではないか。
- GBのインパクトレポーティングについて、民間機関による調査において、開示率にばらつきがある、外部評価の取得率が低い、指標の算出メカニズムが不透明である、等の課題が指摘されている。
- 国内のGBの資金使途は8割以上が脱炭素であり、非脱炭素領域の資金使途は依然として限定的である。
- SLB市場の更なる発展について期待する意見がある一方、これまでの検討会において、インデックスから除外されている、投資家の権利が行使しにくい等の課題が指摘されている。
- 中堅・中小企業において、GL・SLLは更なる活用の余地があり、地域における脱炭素の取組の重要性を踏まえると、GL・SLLは引き続き重要なツールとなるのではないか。
- 他方で、GL・SLLについては、国際原則・国内ガイドラインへの適合が困難、フレームワーク策定・第三者評価取得・レポーティング等における負担が大きい等の課題が存在する。また、その他のサステナビリティ金融商品への目配せや、地域毎の進展の差についても考えていく必要があるのではないか。

グリーンファイナンス促進のための施策概要

■第六次環境基本計画に基づく「**循環共生型社会**」※の実現や、2050年カーボンニュートラルに向けた官民150兆円超のGX投資の実現に向けて、グリーンファイナンス市場の更なる発展（量の拡大と質の向上）が必要。世界で4,000兆円とも言われるESG資金や、国内の個人金融資産、企業の内部資金を、BAT（Best Available Technologies）やイノベーションなどの脱炭素投資につなげる橋渡しとして、グリーンファイナンスの機能を強化・充実させることが必要。

■このため、環境省では①**グリーンファイナンス市場の形成促進**（グリーンに関するルールの明確化など）、②**情報開示の推進**（知見の整理や体制整備支援など）、③**ESG地域金融の促進**（地域金融機関とともに地域の脱炭素化等の環境課題・地域課題解決の取組具体化など）等の取組、さらには、脱炭素・サステナビリティを軸とした、④**国内ステークホルダーとの広範なネットワーク構築**を推進。

※ 環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる社会



グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業



【令和8年度予算（案） 670百万円（700百万円）】



グリーンファイナンスの健全かつ適切な拡大とESG金融の主流化に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

2035年度温室効果ガス60%削減、2040年度73%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成に向けた今後10年間の150兆円超の投資実現のために、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大とESG金融の普及・実践を促進する。

2. 事業内容

我が国における脱炭素化に向けては、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大と、ESG金融の主流化が必要。本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

(1) グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）

- 国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策検討
- 金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進

(2) グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）

- グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポーターズ制度の運営
- 資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助、先進事例の発掘等

(3) ESG地域金融実践促進事業（委託）

- 地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による優良事例創出、普及啓発

(4) ESG金融主流化事業（委託）

- ESG金融に関する統一的な情報発信や優良事例の展開

3. 事業スキーム

■ 事業形態：委託事業

■ 委託先：民間事業者・非営利団体等

■ 実施期間：令和5年度～令和9年度

■ 事業形態：間接補助事業

（補助率：外部レビュー費用 3/10又は6/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）

■ 補助対象：民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）

■ 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



1.市場の形成促進

グリーンファイナンスサポーターズ制度

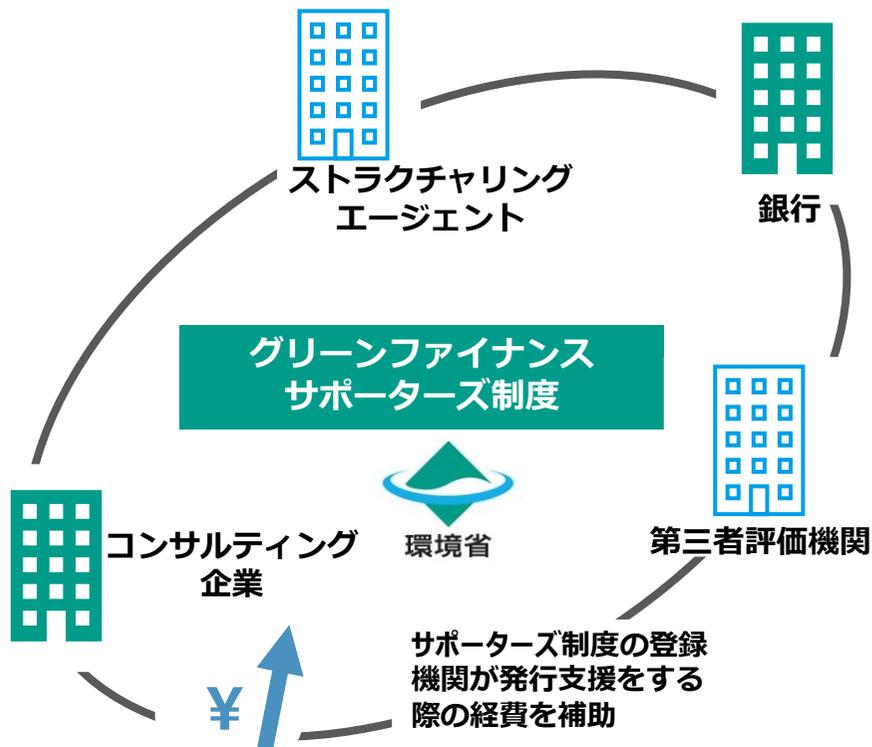


- ◆ グリーン市場拡大に向け、「**質の担保**」と「**裾野拡大**」の両面から抜本的に事業を見直し。
- ◆ 健全なグリーンファイナンス市場の拡大を促すため、市場関係者（資金調達を支援する証券会社、銀行、第三者評価機関等）の協力のもと、**発行体を対象としたプッシュ型の発行促進を行う新たなプラットフォームを構築**。

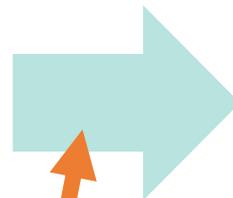


グリーンファイナンスサポーターズ制度

登録要件を満たす関係機関（ストラクチャリングエージェント、銀行、コンサルティング企業、第三者評価機関）が加入



発行促進施策



資金調達者
(企業や自治体)



質の高いグリーンプロジェクトの実施
野心的な目標に向けた活動の実施

- ①基本的な知見の普及に向けた解説文書、事例集の作成
- ②資金調達者向けのセミナー開催等（委託事業）



令和6年度版 グリーンボンド／ローン、サステナビリティ・リンク・ボンド／ローン パンフレット 000228885.pdf (env.go.jp)

グリーンボンド／ローン、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ローン／ボンドに対する補助（間接補助事業）
＜対象経費＞
・外部評価費用 ・コンサルティング費用 ・事後レポート費用

- ◆ グリーンファイナンス調達に際し、**通常の資金調達と比べて追加的に発生するコスト（資金調達前後の外部レビュー費用・フレームワークのコンサルティングに要する費用等）**に対して、環境省から補助金を支給
- ◆ **補助対象**は、資金調達しようとする企業や自治体等に対して、**外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う資金調達支援者**。
- ◆ あらかじめ「**グリーンファイナンスサポーターズ制度**」に登録を行った資金調達支援者を補助対象としている。
- ◆ 補助金の申請も資金調達支援者から行う。

	グリーンボンド／ローン サステナビリティボンド	サステナビリティリンクボンド／ローン
補助金要件	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達者が国内に拠点を有する法人・自治体等であり、グリーンボンドガイドラインに適合していることを外部レビュー機関が確認 グリーンボンド・グリーンローンの場合は調達資金の100%（サステナビリティボンドの場合は50%以上）がグリーンプロジェクトに充当 （グリーンボンド、サステナビリティボンドの場合）フレームワークを公表済みである、または発行までに公表する 	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達者が国内に拠点を有する法人・自治体等であり、サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン、サステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに適合していることを外部レビュー機関が確認 KPIの選定、SPTの設定について、SLBおよびSLLガイドラインとの適合の観点から一定の要件を満たすこと。
補助率	外部レビュー費用 40% コンサルティング費用（自治体・中小企業案件に限る） 50%	外部レビュー費用 70% コンサルティング費用（自治体・中小企業案件に限る） 50%

2. 情報開示の促進

令和7年度 脱炭素社会実現に向けた移行計画策定支援実践プログラム（地域金融機関向け）

- ◆ TCFDやIFRS S2号、TPT開示フレームなどにより移行計画の開示要請が国際的に進展し、日本でもSSBJ基準を通じた法定開示の準備が進む中、国内企業にも移行計画の策定・開示の重要性が広く認識されるようになってきたが、一方、中小企業を主な取引先とする地域金融機関では、取引先での意識醸成や対応が限定的であることや金融機関の専門人材やスキルの不足等の理由から、**移行計画や戦略的な取組を十分に検討ができていない地域金融機関は限られる。**
- ◆ 地域社会全体の脱炭素化の促進、有価証券報告書での法定開示や統合報告書等での任意開示に向けて、**ファイナンスド・エミッションの分析等を通じて移行計画の策定・開示**を支援する。**福岡銀行、北洋銀行、横浜フィナンシャルグループ**が参加。

<事業内容>

国際的な移行計画フレームワーク（TPT・GFANZ）に準拠

移行計画策定 に向けた骨子の 検討	1	FE算定・分析を通じた 移行計画を策定する優 先セクターの決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部ガイダンスや先行事例を踏まえた現状整理・方向性の確認 ● 移行計画を策定する優先セクターの決定（FEの大小や地域における基幹産業等、様々な観点から検討の上、1セクター選定）
	2	優先セクターの 移行計画の骨子の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● TCFD等既存の開示状況や取組と比較し、課題や必要なアクションの抽出 ● 移行計画の骨子、リスク・機会と紐づく具体的な施策の検討
具体的な 移行計画 策定	3	優先セクター及び 金融機関全体における 移行計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な施策の実現可能性を検討 ● 指標・目標の検討 ● 金融機関全体における移行計画の開示に向けた検討・整理
	4	移行計画の最終化	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素化に向けた金融機関としての課題を整理するとともに移行計画を最終化 ● 移行計画を次年度以降に見直すために必要な事項の洗い出し

脱炭素社会実現に向けた自然資本に関する分析支援委託業務

- 2023年9月にTNFD提言v1.0が公表されて以降、開示宣言をした日本企業は金融機関も含め増加しており、自然に関する情報開示への関心は高まっているが、金融機関がポートフォリオにおける**自然関連リスク・機会を特定し、投融資先との対話を通してリスクを軽減**する活動を推進すること、**ネイチャーポジティブ実現に向けた機会を把握**することは、将来的な投融資先の事業成長や地域への更なる貢献に繋がると考えられるが、**具体の取組や開示事例は未だ少ない**。
- 令和6年度より、金融機関の投融資ポートフォリオにおける自然との接点や、自然関連リスク・機会の把握・分析に関する支援事業を実施。
- 令和7年度は、更なる**分析の底上げ、分析結果を踏まえたエンゲージメント戦略の検討、CN・NP・CEの統合による機会の整理等を視野**に、引き続きモデルケースの創出支援を実施する。**九州フィナンシャルグループ、千葉銀行、めぶきフィナンシャルグループ**が参加。

<令和7年度 脱炭素社会実現に向けた自然関連情報分析実践プログラム（地域金融機関向け）プログラム実施内容>

1	ポートフォリオにおける自然との関わりの分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 分析ツールENCOREを活用し、融資ポートフォリオにおける自然との依存・インパクト関係を整理し、ヒートマップで可視化 ● 自然との依存・インパクト関係が強い優先セクターの特定 	自然資本保全において 金融機関が果たすべき役割と接続
2	優先セクターにおける自然との関わりの分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先セクターにおけるバリューチェーンを整理し、当該バリューチェーンにおける自然との依存・インパクトの関係をヒートマップで可視化 ● 優先セクターのバリューチェーン上で重要な自然資本を確認 	
3	融資先拠点における自然との関わりの分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関の本支店（自然との深い関わりが想定される本支店）や優先セクターに関連する企業をリストアップ。金融機関の本支店の拠点やリストアップされた企業拠点等と要注意地域との接点を特定・分析 	
4	優先セクターにおける自然関連リスク・機会例の整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先セクターにおける自然関連リスク・機会を洗い出し、重要度の高いリスク・機会を特定 	
5	金融機関におけるリスク・機会の整理及び開示材料の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関自身における自然関連リスク・機会の整理、及びCN・CE・NP等の統合・シナジーを捉えた機会創出・エンゲージメントに関する事務局からの事例共有をベースにしたエンゲージメント等、リスク・機会に対応したアクションプランの検討 ● TNFD提言に基づく開示の開示材料を整理 	

※CN：カーボンニュートラル、CE：サーキュラーエコノミー、NP：ネイチャーポジティブ

地域金融機関向けTCFD開示ラウンドテーブル

- ◆ サステナビリティ情報開示に関する制度の進展を背景に、東証プライム市場上場企業ないしその一部は、GHG排出量のスコープ3を含め、SSBJ基準に基づく開示が義務化されることもあり、気候変動関連の情報開示の重要性はますます高まることが予想される。
- ◆ 大多数の地方銀行・第二地方銀行がTCFDに賛同し、情報開示が進む一方で、移行計画の策定、スコープ3の算定、開示に基づくエンゲージメントの実践、ネイチャーポジティブへの対応等、様々な課題に直面している。
- ◆ こうした地域金融機関の抱える課題や対応の方向性について、地域金融機関同士で共有し、学び合う場として、「地域金融機関向けTCFD開示ラウンドテーブル」を開催し、ラウンドテーブルの場では、外部講師の他、環境省等の行政機関による情報提供を行い開示に係る動向について理解を促す。

■ (ご参考) 第3回プログラム

14:00-15:10 基調講演

- ①環境省 大臣官房 総合政策課 環境研究技術室
室長補佐 大山 義人
- ②日本銀行 金融市場局 市場企画課 市場整備グループ
主査 根本 諒太 氏
- ③株式会社第四北越フィナンシャルグループ
経営企画部サステナビリティ推進室 室長 佐藤 亮太 氏
- ④株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ サステナビリティ推進部
上席スペシャリスト 武田 憲和 氏

15:20-16:45 ラウンドテーブル

- テーマ1「気候関連開示における課題と対応策」
- テーマ2「FE 算定の高度化」
- テーマ3「脱炭素化推進に向けたエンゲージメント」

16:45-16:55 テーブル報告 (有限責任監査法人トーマツ)

16:55-17:00 全体講評・閉会挨拶

17:00-17:30 ネットワーキング (任意参加)

■ (ご参考) 第3回開催概要

日時：2026年2月18日 (水) 14:00~17:30

場所：ビジョンセンター東京日本橋 (原則対面開催)

■ (ご参考) 第3回ラウンドテーブル テーマ詳細

テーマ1「気候関連開示における課題と対応策」

- GHG 排出量算定、移行計画の策定、GHG 削減目標等の指標の設定、シナリオ分析の高度化等、気候関連開示を実施してきた上で感じている実務的な課題やその対応策について広く議論を行います。

テーマ2「FE 算定の高度化」

- FE 算定に関する現状の課題と課題解決に向けた取組や、原単位情報の入手方法、中小企業のデータ計測、第三者検証の体制構築、地域・行政との連携に関する取組 (工夫) 事例等について議論を行います。

テーマ3「脱炭素化推進に向けたエンゲージメント」

- 中小企業へのエンゲージメント、脱炭素化支援の実施における課題や対応策、脱炭素化推進に向けたスタートアップとの連携、地域脱炭素のための様々な取組や地方自治体等との連携、役員・従業員への気候変動関連の啓発活動等について議論を行います。

3. ESG地域金融の促進

持続可能な社会形成に向けたESG地域金融の普及・促進事業の概要

- 地域課題の解決や地域経済エコシステムの構築等を通じた地域の持続可能性の向上と、脱炭素をはじめとした環境課題への対応を両立する取組を促進するため、**ESG地域課題にこれから取り組もうとする地域金融機関および先進的な取組を行う地域金融機関に対し支援を実施。**
- 令和7年3月に令和6年度支援案件の事例集を公表。**令和7年度も更なるモデル創出に向けて支援を実施。**

ESG地域課題解決支援プログラム

ESG地域課題の緩和・解決を目的としたプログラム

- ✓ 地域における有望なグリーンプロジェクト等の市場調査、将来性・収益性の掘り起こしの実施
- ✓ 生物多様性・自然資本や循環経済の要素も考慮した、地域資源の検討
- ✓ 支援対象機関内におけるESG金融取組促進へ向けた仕組みづくり等を実施する

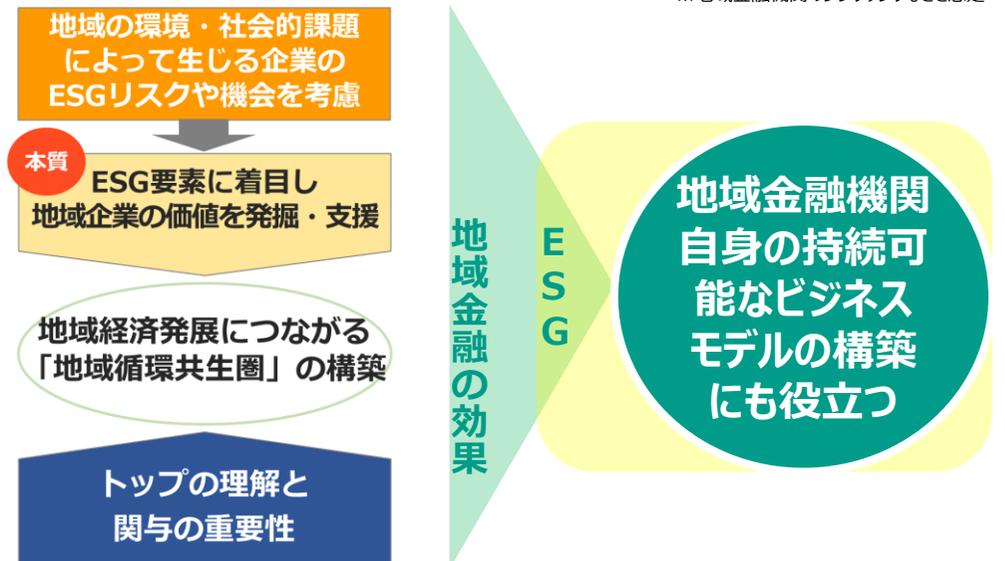
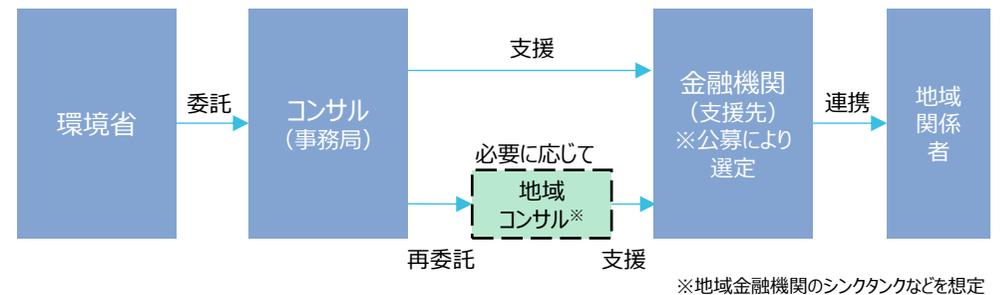
採択後の支援の概要

支援先機関に提供される支援内容とメリット

- ✓ 意見交換会で有識者の委員から、取組目標や方向性などについて必要なアドバイスを得ることができる
- ✓ 取組内容は事例集に掲載予定のため、支援先機関における先行的な取組として情報発信ができる
- ✓ 事務局による地域課題や産業動向の分析、外部環境分析のデータ分析支援を受けられる等

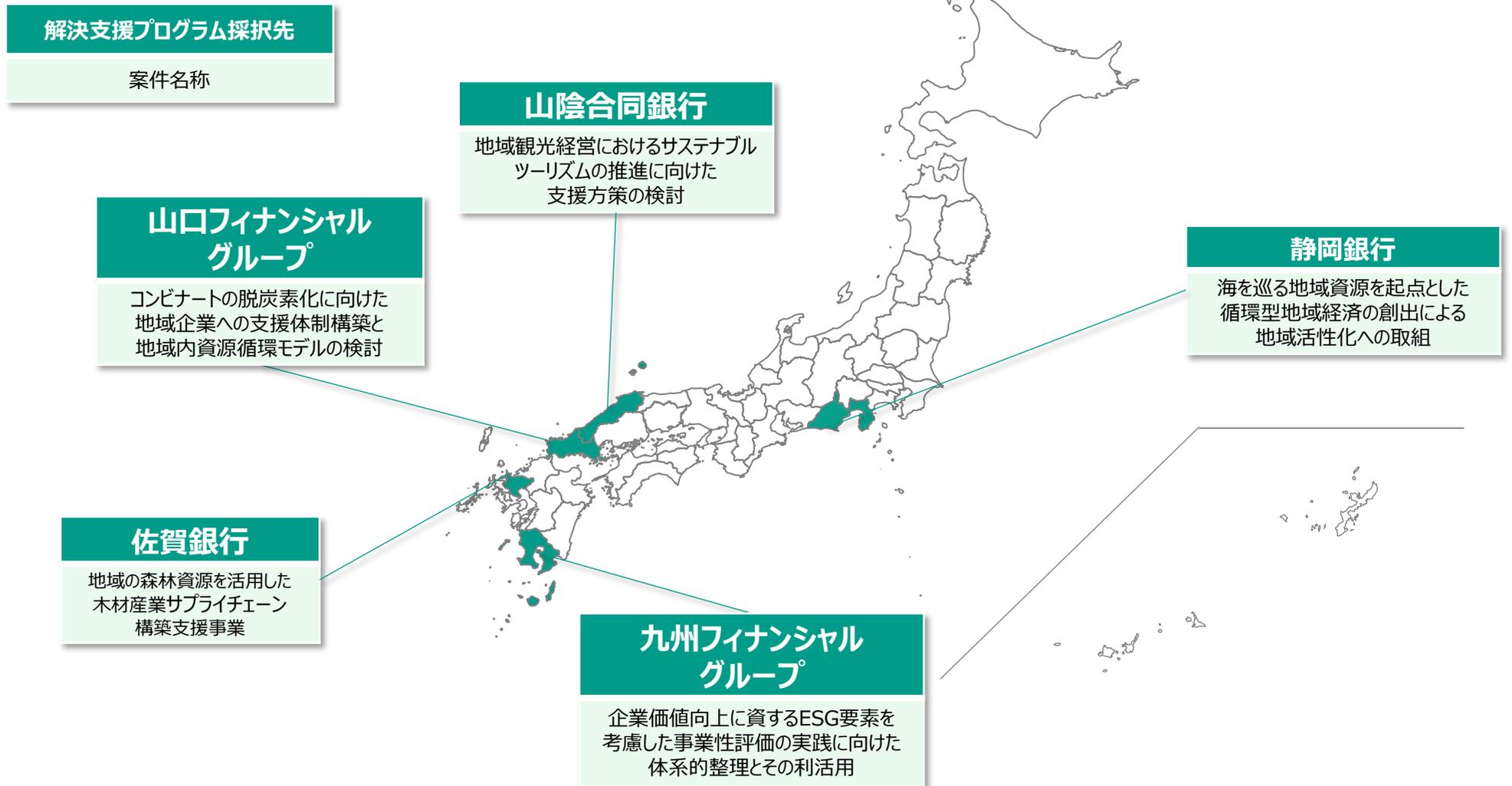
事業イメージ

※地域経済エコシステム構築に向け、金融機関と自治体/他金融機関との共同応募も受け付ける

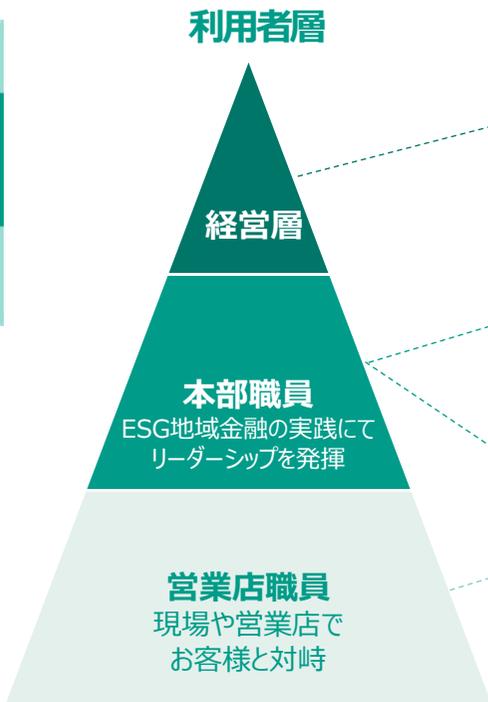
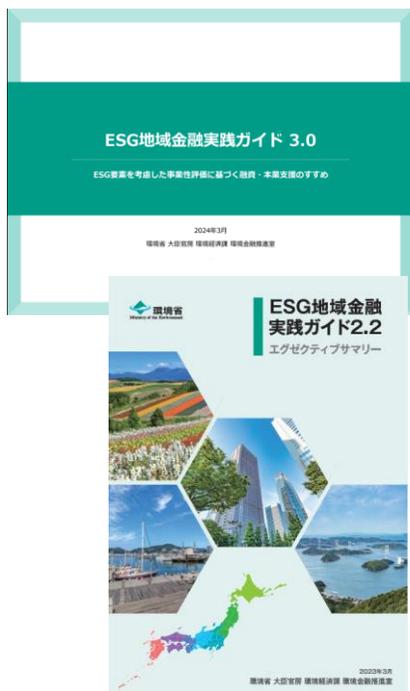


令和7年度持続可能な社会形成に向けたESG地域金融の普及・促進事業委託業務採択先一覧

- ESG地域課題解決支援プログラムで5案件（5機関）を採択し、取組テーマや方向性に
応じた支援を実施。



ESG地域金融実践ガイド など



関連ガイド・ハンドブック

- **エグゼクティブサマリー**
ESG地域金融実践の大所高所の問題意識や理念・経営層コミットメントの必要性を記載したサマリ
- **ESG地域金融実践ガイド**
ESG地域金融の実践アプローチを解説したうえで、具体的な取組実践をサポートする詳細マニュアル
- **事例集**
実践ガイドで紹介するアプローチ・実践方法を踏まえ、金融機関による実践事例を紹介
- **ESG地域金融ハンドブック —ESG地域金融実践ガイドの要約版—**
ESG地域金融の「入口」となる、ESG要素を勘案した取引先企業との対話実践にフォーカスし、職員による対話実践の“初動”やESG地域金融の“基礎的な理解”に軸足を置いた基礎編

[「ESG地域金融実践ガイド2.2」の公表について | 報道発表資料 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)
[「ESG地域金融実践ガイド3.0」の公表について | 報道発表資料 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)

ESG地域金融に関するアンケート調査



我が国におけるESG金融の普及状況について確認し、さらなる拡大に向けた課題点等を整理することを目的とした、国内金融機関（都市銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合等）宛のアンケート調査。ESG金融の取組状況について、取組体制や事例、取組促進に向けた課題、ESG金融にかかわる取引先の資金ニーズ、市場データ等の情報収集及び整理を実施。本調査結果を踏まえ、国内金融機関のESG金融の取組にかかる状況を把握し、自身の今後のESG金融推進に活用いただくとともに、環境省の施策検討に活用する。

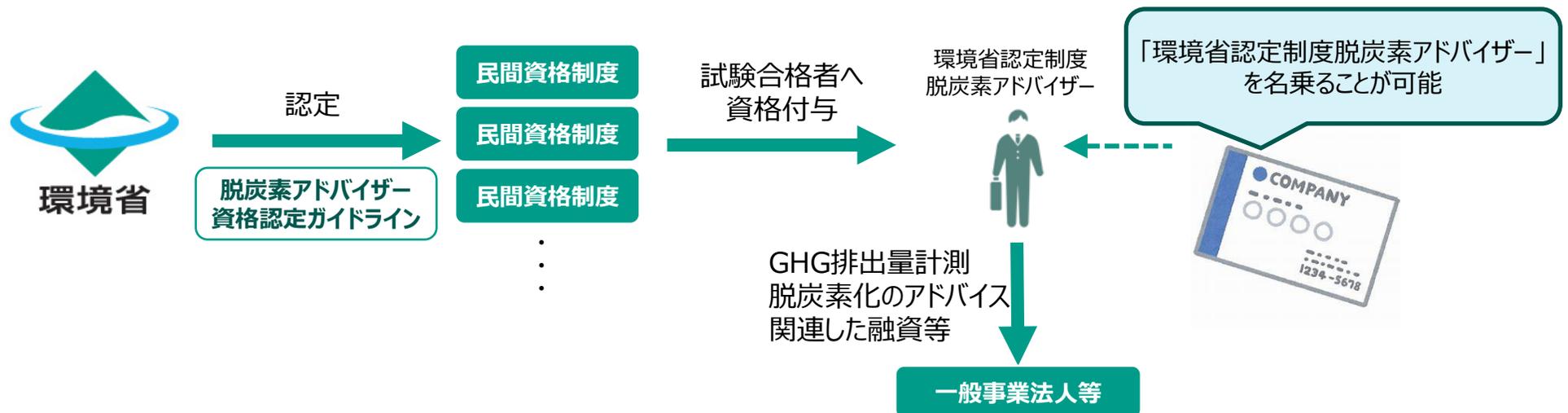


[2024年度ESG地域金融に関するアンケート調査結果の公表について | 報道発表資料 | 環境省](#)

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業

- 中小企業が自社の温室効果ガス排出量を計測し、それに基づく削減対策を進めるためには、**中小企業と日常的な接点を持つ人材が相応の知識を持った上で、アドバイザーとして機能することが必要**。
- 上記の課題に対応するため、**脱炭素アドバイザー資格制度の認定の枠組みを創設**し、環境省が策定するガイドラインに適合した資格制度を認定する。
- 中小企業と接点の多い地域の主体（金融機関の営業職員、商工会議所の経営指導員、自治体職員等）の資格取得を促すことによって、**脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材育成を国として後押し**する。
- 上記に限らず、大企業を含む事業法人の担当者や経営コンサルタントなど、幅広い主体の資格取得を促し、地域社会全体を脱炭素化に向けて変革していくための**人的基盤を強化**する。

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業（イメージ）



認定資格一覧



認定資格（2026年1月時点）

	資格制度の名称（認定日順）	運営事業者
ベーシック	銀行業務検定試験 サステナブル経営サポート	株式会社 経済法令研究会 （銀行業務検定協会）
	サステナビリティ検定 「サステナビリティ・オフィサー」	一般社団法人 金融財政事情研究会
	炭素会計アドバイザー資格3級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	GX検定 ベーシック	株式会社スキルアップNeXt
	SDGs・ESG金融	株式会社 銀行研修社
	JCNAカーボンニュートラル・アドバイザー・ベーシック	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
アドバンスト	JCNA カーボンニュートラル・アドバイザー・アドバンスト	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
	GX 検定 アドバンスト	株式会社スキルアップNeXt
	サステナビリティ脱炭素アナリスト	一般社団法人 金融財政事情研究会
	炭素会計アドバイザー資格 2級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	脱炭素経営アドバイザー	株式会社 経済法令研究会 （銀行業務検定協会）
	カーボンニュートラルアドバイザー	株式会社 銀行研修社

カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業



【令和8年度予算（案） 1,225百万円（新規）】



脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

- ① リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大につなげる。
- ② バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラル実現のためには、大企業のみならず中小企業等も含めたバリューチェーン全体での排出量の削減が必要となる。初期費用の抑制が可能なリースは、資金力の乏しい中小企業等において、脱炭素機器の導入を加速させるための有効な手段。また、リース会社にとっても、自らのスコープ3排出量を削減するため、ユーザーのリース資産使用に伴う温室効果ガス排出量の削減が重要となる。

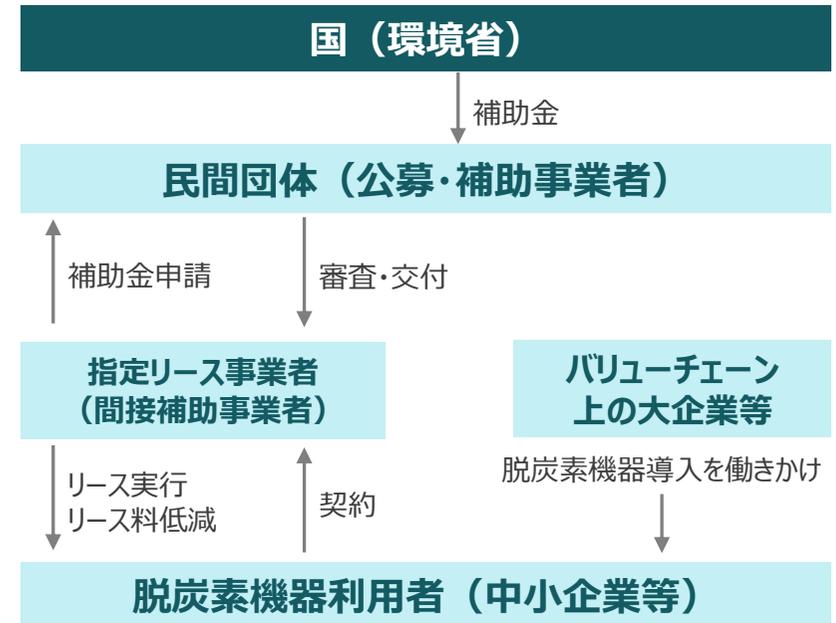
このような背景を踏まえ、バリューチェーン上の脱炭素化の取組を進める中小企業等が、リースにより脱炭素機器を導入する場合に、機器の種類並びにリース事業者及び中小企業等のESGに係る取組状況に応じて、リース料総額の一定割合（1%～6%※）を補助する。

※ 機器の種類に応じて基準補助率は1%～4%。先進的な取組を行うリース事業者及び中小企業等に対しては、取組に応じて最大2%補助率を上乘せする。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<脱炭素機器の例>
ボイラ、工作機械、空調用設備、冷凍冷蔵庫設備 等

「優良取組認定事業者」の公表について

R5年度開始
の新制度

本制度の狙い・目的

- リース事業者の顕著な実績や取組を評価し、本制度を通じてリース事業者の脱炭素を始めとするESGの取組を経営戦略に組み入れるなど、自社の強みを活かした実効的な取組を促進します。例えば、リース先はもとより、当該企業が属するバリューチェーン全体の脱炭素化を面的にサポートするなど好事例を共有することでリース業界全体のESGの取組を推進することを目的とします。

実施内容

- 優良取組認定事業者として認定
- 認証ロゴマークの付与
- 優良取組認定証の交付

※複数年受賞者に対し、金銀色の認証ロゴマークを付与。
2年連続受賞者には銀色、3年以上の連続受賞者には金色を基調とするロゴマークを付与予定



評価基準

◆ ESGリース促進の取組内容が顕著であること

- 新たなマーケット創出など追加性のある取組。
- ESG・SDGsに係る先進的なリース商品の開発・推進を通じたESGリースの普及を実施しリース先企業等の脱炭素化等の行動変容が明確である取組。
- リース先企業等が所属するバリューチェーン全体を支援する面的な取り組みのうち指定リース事業者が主体的に関わった取組。
- リース先企業等が所属する経済団体などのネットワークにおいて指定リース事業者が主体的に関わった取組。
- 自治体事業に積極的に関与した事がみとめられる取組。
- 上記以外の取組にて、その内容が顕著であると認められる場合。
など

※令和6年度に引き続き、上記評価基準に該当する申請内容に対して「先進性」「波及性」「実績」「主体性」「行動変容」に着目して選定。

＊令和7年度優良取組認定事業者＊

(五十音順)

11社認定

- 池田泉州リース株式会社 (2年連続)
- オリックス株式会社 (2年連続)
- 共友リース株式会社
- ぐんぎんリース株式会社 (3年連続)
- 十六リース株式会社 (2年連続)
- 第四北越リース株式会社
- 東京センチュリー株式会社 (3年連続)
- 東邦リース株式会社 (2年連続)
- ひめぎんリース株式会社
- 三井住友ファイナンス&リース株式会社 (3年連続)
- 三菱HCキャピタル株式会社 (3年連続)

令和5年度は11社、令和6年度は10社を認定
令和5年度は11社、令和6年度は10社を認定



取引先のバリューチェーン排出量算定に取り組む金融機関を支援し、中小企業等における脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

- ① 国際的な情報開示基準策定が進む中、バリューチェーン全体における排出量算定の取組が企業にとって重要。そこで、企業と連携してバリューチェーンにおける排出量の算定に取り組む金融機関にアプローチし、バリューチェーン排出量の削減に向けた取組を促す。
- ② バリューチェーンに関わる中小企業等の排出量算定及び脱炭素事業への投資拡大を促進するため、地域金融機関からの取組を促す。

2. 事業内容

○ 地域脱炭素融資促進利子補給事業

※ 金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業における継続案件のみ

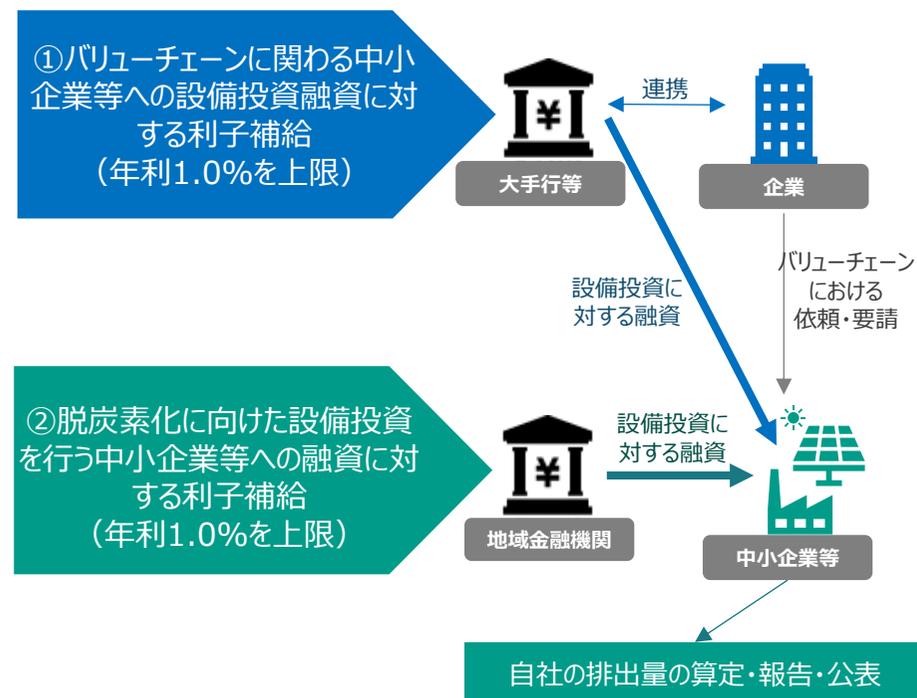
○ バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

- ① バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資について、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、**年利1.0%を限度に利子補給を行う。**
- ② 排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、**年利1.0%を限度に利子補給を行う。**

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）
- 補助対象：金融機関
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



4. 国内ステークホルダーの 広範なネットワーク構築

ESG金融ハイレベル・パネル

【開催目的】

- ◆ ESG金融懇談会提言（2018年7月取りまとめ）を踏まえ、**各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動をする場**として、2019年2月に設置
- ◆ 日本国内のESG金融の議論について、国際的な潮流を踏まえつつ、**ポジティブなインパクトを生み出す新しい金融の有り様や、地域金融へのESG金融の浸透**に関し、議論をリード

これまでのESG金融ハイレベル・パネルの経緯

2018年度	第1回 (2019/2)	提言に基づくフォローアップとして各業界ごとに取組を報告
2019年度	第2回 (2020/3)	特に議論を深めるべきテーマとして同パネル下に「 ポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォース 」及び「 ESG地域金融タスクフォース 」を設置
2020年度	第3回 (2020/10)	「 ESG金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言 」を公表
2021年度	第4回 (2021/4)	ESG地域金融の普及展開に向けた「 共通ビジョン 」を報告
	第5回 (2022/3)	「 脱炭素社会への移行を支える金融の役割と行動に関する宣言 」を公表
2022年度	第6回 (2023/3)	「 炭素中立型経済社会への移行 」と「 循環経済・ネイチャーポジティブ経済の実現 」に向け、様々な視点からの意見交換を実施
2023年度	PRi in Person (2023/10)	PRi in Personの東京開催にあたり、「 炭素中立・循環経済・自然再興の実現に向けた責任投資の推進に関する宣言 」を公表
	第7回 (2024/3)	「 本邦のESG金融の進展状況、およびESG金融の深化に向けた展望 」のテーマのもと、取り組み状況・課題を共有し、裾野拡大に向けた意見交換を実施
2024年度	第8回 (2025/3)	「 グリーンな経済システムの構築に向けた金融行動に関する宣言 」を公表、第六次環境基本計画の実行、ネイチャーポジティブ経済・サーキュラーエコノミーの実現に向けた意見交換を実施

- ESG金融又は環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等に対して、その優秀な取組を表彰する仕組みとして2019年度に創設。
- 受賞企業、表彰式の様子は日経新聞、YouTube等の媒体を通じて国内外に発信。



(参考) 受賞者用ロゴマーク

表彰体系

区分	賞の種類
環境大臣賞	金賞
	銀賞
選定委員長賞 <small>(青山学院大学名誉教授/東京都立大学特任教授 北川先生)</small>	銅賞
	特別賞 (※1)
	テーマ別賞 (※2) <small>(カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー賞)</small>

(※1) 金、銀、銅賞には及ばないものの、企業規模や業種特性に照らして、先進的、特徴的な取組を表彰。
 (※2) 環境省が重視する3大テーマ（カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー）について、（該当あれば）最も優れた取組を行っている企業を表彰するため、R5年度に金融部門にて新設、R6年度より環境サステナブル企業部門にも適用。

部門構成等

部門構成 【】内:サブ部門	主な申請者
投資家部門 【アセットオーナー/アセットマネージャー】	生保/資産運用会社等
間接金融部門	メガバンク、地銀、信金等
資金調達者部門	企業、地方自治体等
金融サービス部門 【証券/保険/評価・情報提供】	証券会社/損保/格付会社等
環境サステナブル企業部門	企業

第6回ESGファイナンス・アワード・ジャパン 受賞者一覧



受賞者用ロゴマーク

概要

■ 国内におけるESG 金融の拡大に向け、環境省では2019年度より、ESG金融又は環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等について、表彰する仕組みとして「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を開催。

	投資家部門		間接金融部門	資金調達者部門	金融サービス部門※		環境サステナブル企業部門
	アセットオーナー部門	アセットマネージャー部門			証券部門	評価・情報提供部門	
金賞	第一生命保険株式会社		株式会社 静岡銀行 株式会社 みずほ銀行	大阪ガス株式会社		ブルームバーグ・エル・ピー	キリンホールディングス株式会社 大和ハウス工業株式会社
銀賞		ロベコ・ジャパン株式会社	株式会社 滋賀銀行 株式会社 三井住友銀行	インフロニア・ホールディングス株式会社	大和証券株式会社		株式会社 アイシン セイコーエプソン株式会社 明治ホールディングス株式会社
銅賞	日本生命保険相互会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社	株式会社 十六銀行 株式会社 横浜銀行	野村不動産ホールディングス株式会社	みずほ証券株式会社		アサヒグループホールディングス株式会社 伊藤忠商事株式会社 住友化学株式会社 大日本印刷株式会社
特別賞		カディラキャピタルマネジメント株式会社	尼崎信用金庫 株式会社 広島銀行			株式会社 日本格付研究所	株式会社オカムラ
テーマ別賞	カーボンニュートラル賞	DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社					大東建託株式会社
	ネイチャーポジティブ賞	農林中央金庫					東急不動産ホールディングス株式会社
	サーキュラーエコノミー賞	株式会社ウッドワン					三菱マテリアル株式会社

※金融サービス部門（保険部門）の該当はありませんでした。

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等



【令和8年度予算（案）70,000百万円（60,000百万円）】 環境省

※産業投資と政府保証の合計額

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、脱炭素化・地方創生に資する事業に対して投融資を行います。

1. 事業目的

温室効果ガス（GHG）の排出量の削減等を行う事業活動（他者のGHG排出削減等に寄与する事業活動を含む）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、脱炭素化市場に民間資金を大胆に呼び込み、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する。

2. 事業内容

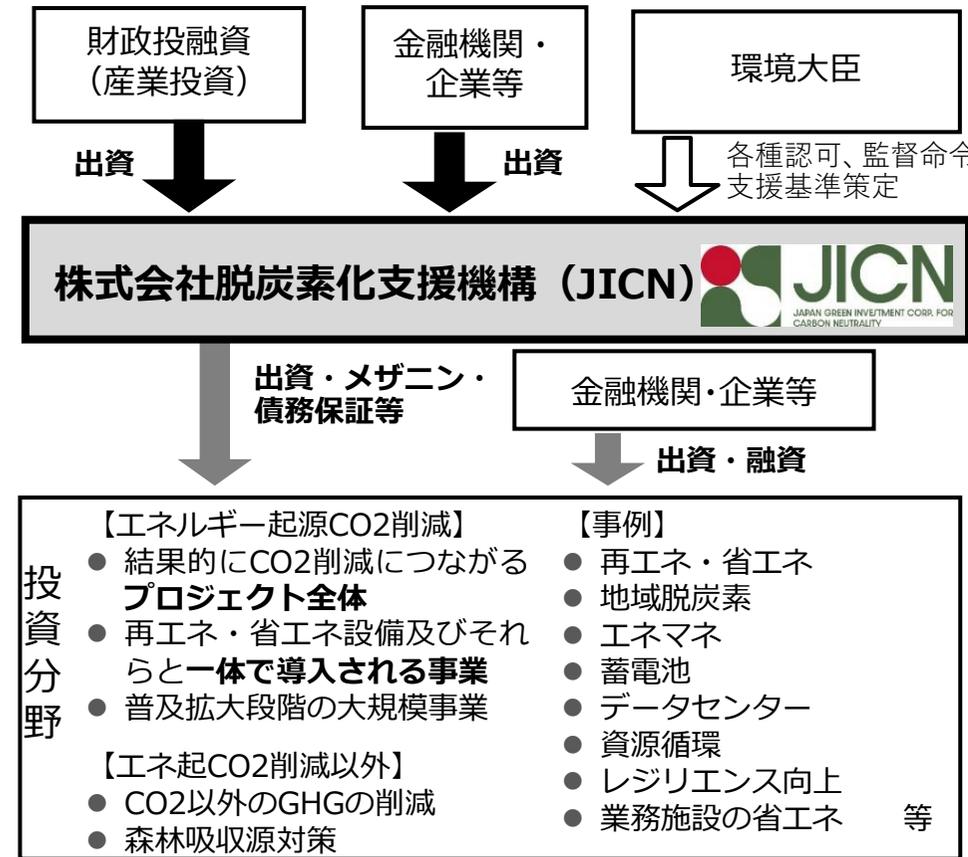
環境大臣が定める以下の支援基準を満たす事業等に対して金融支援を行い、**地球温暖化の防止と地方創生を含む経済社会の発展の統合的な推進**を図る。

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 政策的意義 | <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの削減効果が高いこと ・経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること |
| (2) 民間事業者等のイニシアチブ | <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること ・民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること |
| (3) 収益性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること ・機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること |
| (4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること ・地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること |

3. 事業スキーム

- 事業形態 国の**財政投融資**からの出資と民間からの出資を原資として**ファンド**事業を行う株式会社
- 支援方法 **出資、メザニン（優先株、劣後融資）、債務保証等**の幅広い方法による資金供給が可能（特別目的会社（SPC）、ファンド、スタートアップ等への出融資を含む）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

(ご参考)
地域脱炭素に関する環境省の支援メニュー

地方公共団体が行う脱炭素設備導入等に活用可能な支援

※地域脱炭素推進交付金を除く

① 地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

（災害・停電時にも活用可能な再エネ設備等の導入支援（補助率：1/3～2/3））

【令和8年度予算（案） 20億円（20億円）】

【令和7年度補正予算額 40億円（＜一般分＞20億円、＜エネ特分＞20億円）】

② ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けた導入支援事業

（導入支援（補助率：2/3～3/4）に加え、導入計画策定にも支援）

【令和8年度予算（案） 70億円（50.2億円）【GX】】

③ 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

（公共施設のZEB化※や水インフラへのCO2削減設備導入等に対する支援

※都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。ただし、病院等は対象。）

【令和8年度予算（案） 67億円（38.2億円）】【令和7年度補正予算額 48億円】

④ 業務用建築物の脱炭素改修加速事業

（既存公共施設の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入に対する支援（補助率1/3～1/2））

【令和8年度予算（案） 40億円（12億円）【GX】】

⑤ 商用車等の電動化促進事業（バス、充電設備等）

【令和7年度補正予算額 300億円】

⑥ 脱炭素化推進事業債、公営企業債等（地方財政措置）

（自治体の公共施設等の脱炭素化のための地方財政措置）

【令和8年度～令和12年度、900億円/事業費1,000億円】

⑦ GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業

（再エネ電源設備、基盤インフラ設備等を支援対象とし、GX戦略地域に選定された自治体に交付する（複数年度可）。）

【令和8年度予算（案）（新規） 5億円【GX】】

地方公共団体が行うソフト事業等に活用可能な支援

⑧ 地域脱炭素実現に向けた具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

（自治体による再エネ導入等の脱炭素化に向けた脱炭素計画策定支援や人材育成支援等を実施）

【R8年度予算（案）6.3億円（新規）＋R7年度補正7億円の内数】

⑨ 廃棄物発電由来エネルギー資源の地域内最大利活用検討支援事業

（廃棄物発電エネルギーの地域内利活用促進に向けたモデル事業、FS調査、マッチング商談会）

【R7年度補正（新規）3.6億円】

⑩ 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣

（地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体に派遣）

【R8年度予算（案）6.3億円（新規）＋R7年度補正7億円の内数】

⑪ デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業

（地域でのデコ活を図るための調査・情報収集・普及啓発・広報の実施など）

【R8年度予算（案）17.6億円（31.7億円）＋R7年度補正予算額5.1億円】

各事業の概要については、https://www.env.go.jp/earth/42024_00005.html を参照。

地域での脱炭素の取組（設備導入等）に活用可能な支援

（個人向け）

⑫住宅の脱炭素化促進事業

- (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（住宅取得者等への定額補助等）
 - (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（住宅所有者等への補助（補助率：1/3））
- 【令和8年度予算（案） 80億円（新規）】【令和7年度補正予算額 10億円】

⑬脱炭素志向型住宅の導入支援

（ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援（住宅取得者等への定額補助））

【令和7年度補正予算額 750億円】

⑭断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業

（住宅所有者等への定額補助）

【令和7年度補正予算額 1125億円】

各事業の概要については、https://www.env.go.jp/earth/42024_00005.html を参照。

地域での脱炭素の取組（設備導入等）に活用可能な支援

（事業者向け①）

②ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けた導入支援事業（再掲）

（導入支援（補助率：2/3～3/4）に加え、導入計画策定にも支援）

【令和8年度予算（案）70億円（50.2億円）【GX】】

③建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（再掲）

（建築物のZEB化等に対する支援）

【令和8年度予算（案）67億円（38.2億円）】【令和7年度補正予算額48億円】

④業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（再掲）

（既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入に対する支援（補助率1/3～1/2））

【令和8年度予算（案）40億円（12億円）【GX】】

⑤商用車等の電動化促進事業（商用車、充電設備等）（再掲）

【令和7年度補正予算額300億円】

⑮民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

（ストパリ達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業、設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業、離島の脱炭素化推進事業など）

【令和8年度予算（案）32億円（34.51億円）】【令和7年度補正予算45億円】

⑯Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業

（VCを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備導入支援）

【令和8年度予算（案）15億円（20億円）】

⑰脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

（中小企業等の工場・事業場への省CO2型システムへの改修支援やソフト支援）

【令和8年度予算（案）57.9億円（27.9億百万円）】【令和7年度補正予算額35億円】

地域での脱炭素の取組（設備導入等）に活用可能な支援

（事業者向け②）

⑱ 金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業

（中小企業等への設備投資融資に対して、年利1.0%を上限に利子補給）
【令和8年度予算（案） 3.6億円（4.2億円）】

⑲ カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業

（中小企業等がリースにより脱炭素機器を導入する場合に、リース料総額の一定割合を補助）
【令和8年度予算（案） 12.3億円（新規）】

⑳ 地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業

（データセンターへの省エネ設備、未利用再エネ利用設備、蓄エネ設備等の導入を支援）
【令和7年度補正予算 20億円（新規）】

㉑ 地域における再エネ等由来水素利活用促進事業

（再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証、再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業など）
【令和8年度予算（案） 31.2億円（37.7億円）】

㉒ 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等（財政投融資）

【令和8年度予算（案） 700億円（600億円）（産業投資＋政府保証）】



環境省 中国四国地方環境事務所
地域脱炭素創生室

電話：086-223-1544

MAIL：CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp